

FREE

Kyushu CHIZAI

MAGAZINE



For
Agricultural Forestry
industries
and Fishers



マンガでわかる!

「転ばぬ先の知財」 のススメ

農林水産業者
必見

農林水産業を営むみなさまへ

価値ある商品に築き上げるために

ブランド。この言葉には前向きなひびきがあります。きっといいイメージでとらえているかと思います。

ただ、そのイメージはなんとなくイナカには縁遠く、都会に近く感じているのではないのでしょうか。

“ブランド”は都会の人たちだけのものではありません。田畑で、あるいは海や山で一次産品を生産している皆さんにも関係するものです。

一見なにもないようなイナかにブランドといえる地域資源が眠っています。地域に住んでいる人はそれが地域に価値をもたらす地域資源と気付かず、価値を示すことなく流通させています。また、大切に扱うことなく、生産したり販売したりしています。

ブランドの構築や、有効に活用するためには知的財産権が欠かせません。地域のイメージもブランドであり、広い意味での知的財産権です。地域で生産されるお米やお魚、あるいは和紙、そういった産品も知的財産権となりえます。それどころか知的財産権のかたまりです。

実際、それら産品の名称を商標登録出願し、登録により保護された権利として、国内外での販売に大きく役立てている産品やサービスもあります。

一次産品が地元を越えて国内外で知られていくと、その産品を生産している地域に行ってみよう、あるいは住んでみようという気持ちになってきます。さらに知られることによって「〇〇町の産品だから安心ね」という信頼が生まれます。信頼はブランドです。地元の産品が地域ににぎわいをもたらすということはうれしいかぎりです。

しかし、せっかく築いたイメージも地元の産品を大切にしていなかったばかりにニセモノやまがい品が登場して、残念な結果となることもあります。残念な結果とならないためにもブランドという意識を持ち、知的財産権を理解し、地域ブランドとして育てていきたいものです。

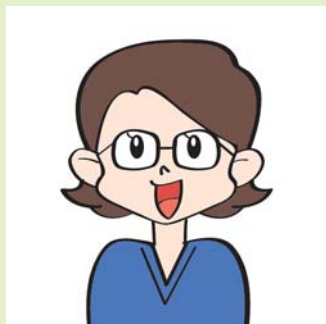
この冊子を手にとられただれよりも地域の良さを知るあなたが、地域ブランドとして地域のにぎわいを呼ぶアクションを実践されてみてください。

主な登場人物紹介



チザイヨ

主人公。数年前までメーカーに勤めていたが、ひよんなことから実家の農業を継ぐことに。九州市がピーマンの産地として広まるように日夜努力をしている。



マモリ

チザイヨの友人で知財マニア。知的財産に関する制度から支援策までなぜか詳しい。

目次

第1話

知財の確認、怠らないで！

第2話

知財取得で安心と信頼を！

第3話

「権利」と「ノウハウ」の使い分け！

第4話

契約で、手強く連携！

第5話

海外での知財取得もお忘れなく！

第6話

デザインも、守って活用！

第7話

ブランド化で地域の魅力向上！

知的財産(知財)とは？

知的財産の種類は以下のように整理されています。

創作意欲を促進

知的創造物についての権利

特許権(特許法)

- 「発明」を保護
- 出願から20年(一部25年に延長)

実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権(意匠法)

- 物品のデザインを保護
- 登録から20年

著作権 (著作権法)

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 死後50年(法人は公表後50年、映画は公表後70年)

回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
- 登録から10年

育成者権 (種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年(樹木30年)

(技術上、営業上の情報)

営業秘密 (不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

信用の維持

営業標識についての権利

商標権(商標法)

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年(更新あり)

商号(商法)

- 商号を保護

商品表示、商品形態 (不正競争防止法)

- 【以下の不正競争行為を規制】
- 混同惹起行為
- 著名表示冒用行為
- 形態模倣行為(販売から3年)
- ドメイン名の不正取得等
- 誤認惹起行為

地理的表示 (GI)

- 高い品質、評価を獲得した産品を保護

産業財産権とは

特許権

農産物を育成するにあたって
特殊な栽培や果実の着色
を促進する方法に関する
発明など

新しい発明を保護
(出願から20年)

実用新案権

皮がある農産物の皮むきの
構造に関する考案や選別
する必要のある農産物の
選別装置など

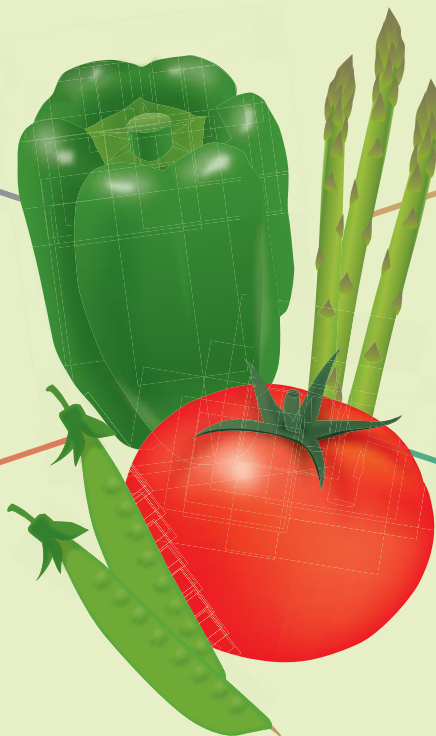
物品の構造・形状の
考案を保護
(出願から10年)

商標権

栽培した農産物の加工品の
商品名や自社農場の農園
名などに表示するマーク
商品やサービスに使用する
マークを保護
(登録から10年・更新あり)

意匠権

農産物を収穫する装置の
デザインや加工食品の
パッケージなどの形状や
模様、色彩に関する
デザインなど
物品のデザインを保護
(登録から20年)



知財の確認、怠らないで!



農林水産業者必見 1

特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPI) が運営する特許、実用新案、意匠及び商標等の産業財産関連の情報をインターネットで無料検索できるデータベースです。研究開発、商品化のための技術調査や、他の権利調査に活用できます。

J-PlatPat

検索



弁理士・弁護士に相談!

「商標登録をしたい」、「警告書への対応方法が分からない」、そのほか、知財に関するお困りごとや、未然にトラブルを防ぐための対処方法などについて、法律や知財の知識を持つ専門家に早めに相談しましょう。

弁護士

弁護士知財ネット九州・沖縄地域会

検索

弁理士

弁理士ナビ

検索

商標登録とは

商標は、自分と他人の商品や役務 (サービス) を区別するマーク (標準) です。農産物や加工品等の商品を販売したり、新しいサービスを始めるときに、商品やサービスの名称や、ロゴマークなどを使用すると思います。その商品名・サービス名やロゴマークは商標登録をせずに使用することはできませんが、登録せずに使用した場合は、他人の商標権を侵害する場合があります。このようなことにならないために事前に調査を行い、あらかじめ商標登録を行いましょ。

登録しなくても先に使っていれば大丈夫?

他人の登録商標を、他人よりも先に使用していたとしても、自身が使用している商標が、自社の商品やサービスを表すものとして需要者に広く知られているといった事情がなければ、他人の商標権を侵害する行為となる可能性があります。商標登録せずに使用している場合、たとえ他人よりも先に使用していたとしても、この商標を他人に商標登録されると、商標権者の了解を得なければ商標を使用することができず、事業の継続ができなくなる場合があります。先に使っているから安心、というわけではないのです。

知財取得で安心と信頼を！



農林水産業者必見 2

知財総合支援相談窓口

知財のあらゆる相談に対応しています。
〔各窓口は10ページで紹介〕

知財ポータル

検索

品種保護活用相談窓口

育成者権侵害対策に係る相談の他、品種の活用に関する相談等を通じて、地域資源を活かした新たな産業の創出等を支援しています

品種保護活用相談窓口

検索

農林水産省「知的財産総合相談窓口」

九州地域:

九州農政局経営・事業支援部地域食品課

熊本市春日2丁目10番1号 電話:096-300-6358



「品種登録による「育成者権」とは？」

育成者権は、植物の新品種を育成した人が品種登録をすることにより与えられる権利です。品種登録の出願は、農林水産省あてに行います。育成者権者は、登録品種の種苗の生産・販売を独占して行うことが可能であるほか登録品種の種苗の利用を他人に許諾して利用料収入を得ることも可能となります。「品種登録・出願」に係る一般的な相談は、お近くの農政局にお問い合わせください。

「同じマークが登録されている？」

商標は、名称やロゴマークだけで登録される訳ではなく、その商標を使うものとして、指定する商品・サービスの分野とセットで登録されます。分野は45類存在します。そのため、例えば、第30類「菓子」で登録されているロゴマークを、他人が第3類「化粧品」で登録する可能性があります。事前の調査で「すでに登録されている」と思っても、必ず登録分野（指定商品又は指定役務）といふことも確認しましょう。

「商標登録」の出願手続って難しいわ」

商標登録出願を特許庁に行う手続について、難しいイメージを持たれる方が多いですが、出願自体は誰でも行うことが可能です。商標登録への対応を怠ったために、困った事態に陥ることがないように、早めに出願手続を検討しましょう。商標登録の手続については、最寄りの「知財総合支援窓口」にご相談ください。専門の相談員がサポートいたします。

「権利」と「ノウハウ」の使い分け！



農林水産業者必見 3

営業秘密・知財戦略相談窓口 ～営業秘密110番～

例えば、農産物の生産方法のアイデア、ノウハウ、営業上の秘密（例：顧客情報）などの適切な保護・管理方法について、弁護士等を含めた専門家が電話・窓口・出張により無料でアドバイスします。



営業秘密110番

検索

知的財産権の効力

知的財産権といわれる特許権や意匠権、商標権、及び育成者権などの権利は、他者の実施（使用）を排除して、独占的に実施（使用）できる強い権利です。そのため、他者の無断実施（使用）は「権利侵害」として訴えることができ、侵害者に対し、商品の販売をやめさせたり（差止請求）、損害賠償を請求することができます。

このうちの特許権は、「物」・「物を生産する方法」・「物の生産を伴わない方法」についての発明を保護します。権利の保護の対象をよく理解して、必要な権利を取得しておきましょう。

「営業秘密」とは

特許出願すると、特許制度の目的からその発明の内容はオープン（開示）になります。そのため、商品を分解・分析しても、見た目からはわからない製造方法などに関しても、敢えて特許出願はせず、秘密にしておくことも重要です。その場合も、不正な使用等に対しては、差止請求や損害賠償請求が認められる可能性があります。したがって「営業秘密」として保護を受けるためには、秘密漏えい対策が必要です。

【営業秘密の3要件】

- ①「秘密管理性」秘密として管理されていること
- ②「有用性」有用な営業上又は技術上の情報であること
- ③「非公知性」公然と知られていないこと

なお「営業秘密・知財戦略相談窓口」では、営業秘密の管理方法や秘密漏えい対策等について、知的財産戦略アドバイザーや弁護士が無料でアドバイスを行っています。

契約で、手堅く連携！



農林水産業者必見 4

地域資源活用相談窓口(中小機構各地域本部)

地域資源を活用した中小企業の新しい取り組みに対して、事業の構想段階から事業化まで一貫した支援を行います。無料で相談を受け付けています。

「地域資源活用事業」の他、「農商工等連携事業」や「新連携事業」への支援も行っておりますのでご相談ください。

知っておきたい特許契約の基礎知識

契約の基礎知識や特許契約の実務について分かりやすく解説しています。

地域資源を活用するために

地域資源(農林水産物、生産技術、観光資源)を活用するために中小企業が商品の開発・生産・役務の提供、需要の開拓等を計画し、国の認定を受けた事業(地域資源活用事業)について、金融措置などの各種支援措置を受けることができます。中小機構の各地域本部では、各事業の構想段階から事業化まで、一貫した支援を行っております。

なぜ「契約」が必要なの？

「契約」は、お互いが守らなければならない約束です。相手が約束を守らない場合は、履行を強制したり、損害賠償請求等ができます。なお、口頭で約束した場合も契約は成立しますが、双方の認識の違いなどからトラブルになりやすいため、契約した内容に誤解が無いようにするように記載しておくためには「契約書」を作成しておく必要があります。

紛争など、トラブルを未然に防止するため、秘密保持契約、サンプル提供契約、共同研究開発契約、ノウハウ契約、実施許諾契約、製造・販売委託契約などの契約の際には専門家に相談し、適切な契約書を作成しましょう。契約をするときには、知っておきたい特許契約の基礎知識もご覧ください。

海外での知財取得もお忘れなく！



農林水産業者必見 5

海外知的財産プロデューサー

(独)工業所有権情報・研修館に常駐している、企業での知財経験と海外駐在経験を有する知的財産のスペシャリストです。海外のビジネスでの知財リスクへの対応について、無料でアドバイスをを行います。

海外知的財産プロデューサー [検索](#)

農林水産物・食品輸出相談窓口

(JETRO及び農林水産省)

農林水産物・食品の輸出をサポート。

農林水産物・食品輸出相談窓口 [検索](#)

模倣品・海賊版被害相談窓口(JETRO)

海外における知財問題でお困りの方のご相談を受け付けています。

模倣品・海賊版被害相談窓口 [検索](#)



海外で模倣されないための対策は？
海外で侵害をされて困ってる！

模倣品・海賊版被害相談窓口では、JETROの国内外ネットワークを活用し、海外の模倣品や海賊版問題の解決に役立つ情報提供や、海外での侵害リスクを回避するための対策についてのアドバイスをなどの支援を行います。

海外でわが社の商品は売れるのか？
販売ルートは？海外で競合する商品はありますか？

農林水産物・食品輸出相談窓口では、輸出に関する海外の制度・規則、マーケット情報の提供等を通じて、農林水産物・食品の輸出について、サポートをしています。

海外での展開も視野に入れた事業戦略を！

日本国で取得した特許権の効力は、日本国内のみに限られ、それ以外の外国には及びません(「属地主義」といいます)。そのため、外国で権利を主張したい場合には、その国の特許庁に出願し、その国で権利を取得する必要があります。海外でのビジネス展開を考えている場合は、「海外知的財産プロデューサー」にご相談ください。海外での権利取得と活用計画、各国の商習慣や知的財産リスクなどについて「無料」で相談に応じます。

デザインも、守って活用！



農林水産業者必見 6

よろず支援拠点
～中小企業・小規模事業者のための経営相談所～

中小企業・小規模事業者の皆様の売上拡大、経営改善など、経営上のあらゆる悩みの相談に対応する経営相談所です。



よろず支援拠点

検索

著作権にもご注意を！

著作権は、著作物を創作し、その著作物を創作した著作者に発生する権利です。インターネットに掲載されている画像や映像など、著作物の無断使用は、著作権を侵害する行為です。他人の画像や映像を勝手に使ったり、著作権者から著作権侵害を理由に訴えられ、損害賠償や差止の請求を受けることがありますので、著作物の無断使用をしないように注意する必要があります。

「意匠登録」でデザインを守る！

物の形状や模様、色彩などのデザインを意匠といいますが、商品のパッケージデザインなど、魅力あるデザインは特にマネされやすいため「意匠登録」を行い、「意匠権」を取得しておきましょう。

魅力的な商品を、戦略的に販売するために！

商品パッケージは、消費者が商品を選択する重要なポイントになります。パッケージデザインの製作やマーケティングの実施など、戦略的な計画のもとで事業を行うためには、多くの課題に直面します。「よろず支援拠点」では、そういった課題全般に対応できる適切な専門家が対応します。各分野の専門家に相談してみましょ。

ブランド化で地域の魅力向上!



農林水産業者必見 7

地域団体商標制度

地域団体商標

検索



地理的表示 (GI) 保護制度

地理的表示

検索



生産地と結び付いた特性を有する農林水産物等の名称「地理的表示」(GI)を、当該産品の生産地や品質等の基準とともに登録して保護します。基準を満たすもののみ「地理的表示」の使用を認め、登録産品には登録標章(GIマーク)を貼付し、他産品との差別化を図ることも。登録した地理的表示は、地域共有の財産として地域の生産者全体で利用することが可能であるため、地域一体となってブランド価値の維持・向上を図ることが出来ます。

農林水産物等の名称とその品質等を保護「地理的表示(GI)保護制度」

地域の特産品には、その産地の地域名と商品の一般的な名称からなる商標が数多く用いられています。「地域団体商標制度」では、団体とその構成員が使用し、広く知られた地域ブランドの名称を地域団体商標として登録を受けることで、独占的に使用できるようになります。また、構成員以外による地域ブランドの名称の使用に対しては、使用の差止や損害賠償を求めることもできます。登録を受けた「地域団体商標」の使用により、信用が積み重ねることによって、「信頼できる」「安心して買える」といったブランドに対する評価を高めることができます。

地域ブランドの名称を権利として守りましょう!「地域団体商標制度」

地域のブランドを守る制度として、「地域団体商標制度」と「地理的表示保護制度」があります。それぞれの制度に特徴があることから、ブランド戦略に応じて適切な制度をご活用ください。

地域GIの活用を促す

知的財産に関する情報を収集するには

九州知的財産活用推進協議会ホームページ

九州地域での知財関連セミナー・イベント情報、各種支援施策、支援機関のご紹介、各種様式などの知財に関する情報を掲載しています。

九州知的財産活用

検索

知財動画ちゃんねる

九州経済産業局では、知的財産の活用事例、制度を動画でわかりやすくご紹介するため「知財動画ちゃんねる」を九州経済産業局ホームページ内に開設しています。

知財動画ちゃんねる

検索



九州知的財産戦略センターでは、メールマガジンを配信しています

知財関連の最新のイベントや支援策の情報ををご紹介します。

九州知的財産戦略センターニュースメールマガジン

検索

お近くの知財総合支援窓口

中小企業や中堅企業等が経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや相談をワンストップで受け付ける無料相談窓口です。お気軽にご相談ください！

佐賀県 実施機関

(公財)佐賀県地域産業支援センター

住所 佐賀市鍋島町八戸溝114
佐賀県地域産業支援センター内

電話 0952-30-8191



福岡県 実施機関

(公財)福岡県中小企業振興センター

住所 福岡市博多区吉塚本町9-15
福岡県中小企業振興センタービル6階

電話 092-622-0035



(公財)北九州産業学術推進機構

住所 北九州市戸畑区中原新町2-1
北九州テクノセンター1階

電話 093-873-1432

(一社)福岡県発明協会

住所 福岡市博多区吉塚本町9-15
福岡県中小企業振興センタービル11階

電話 092-409-5928

長崎県 実施機関

(一社)長崎県発明協会

住所 大村市池田2-1303-8
長崎県工業技術センター内

電話 0957-52-1144



大分県 実施機関

(一社)大分県発明協会

住所 大分市高江西1-4361-10
大分県産業科学技術センター内

電話 097-596-6171



熊本県 実施機関

(一社)熊本県工業連合会

住所 熊本市東区東町3-11-38
熊本県産業技術センター内

電話 096-285-8840



鹿児島県 実施機関

(公社)鹿児島県工業倶楽部

住所 鹿児島市名山町9-1
鹿児島県産業会館 中2階

電話 099-295-0270



宮崎県 実施機関

(一社)宮崎県発明協会

住所 宮崎市佐土原町東上那珂16500-2
宮崎県工業技術センター2階

電話 0985-74-3956



知財は事業が生きる糧

事業展開とあわせて知財をうまく活用し、ステップアップ!

7話

**ブランド化で
地域の魅力向上!**

地域で一体となった活動も!

6話

デザインも、守って活用!

オリジナルパッケージの
権利化(意匠)

5話

**海外での知財取得も
お忘れなく!**

マネされて泣き寝入りしないように

2話

知財取得で安心と信頼を!

種苗法にも気を配って
(育成者権)

4話

契約で、手堅く連携!

ブランド力を生かした
異分野進出

3話

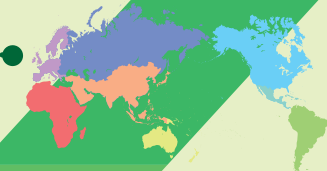
「権利」と「ノウハウ」の使い分け!

秘蔵の製造方法は
ノウハウで管理(特許/営業秘密)

1話

知財の確認、怠らないで!

商品名やロゴマークを
しっかりチェック(商標)



Kyushu CHIZAI MAGAZINE

For Agricultural Forestry industries and Fishers

(発行)平成29年3月 (制作)九州経済産業局
(協力)九州農政局 経営・事業支援部 地域食品課
日本弁理士会九州支部

(お問い合わせ) **九州経済産業局特許室**

福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館6F
電話:092-482-5463

リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。